

課税事業者の方は、契約締結時の「課税事業者届出書」の提出が不要になります。 (令和6年4月1日から)

志布志市発注の工事、建設関連業務委託及び物品・役務の調達等の契約締結時に、落札者より「課税事業者届出書」又は「免税事業者届出書」を提出いただいておりますが、落札者の事務負担軽減のため、令和6年4月1日以降の締結から「課税事業者届出書」の提出は不要といたします。

	令和6年3月31日までの契約	令和6年4月1日以降の契約
課税事業者	「課税事業者届出書」が必要	「課税事業者届出書」が 不要
免税事業者	「免税事業者届出書」が必要	

免税事業者の方は引き続き「免税事業者届出書」の提出が必要です。「免税事業者届出書」の提出がない場合、課税事業者として手続を行いますので、免税事業者においては、契約締結時に免税事業者の提出漏れがないようご注意ください。

お問い合わせ

志布志市財務課契約係

電話 099-472-1111 (内線 424・426)